

沼口訪問介護ステーション アミターユス

重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 徳養会
主たる事務所の所在地	〒503-0023 岐阜県大垣市笠木町650番地
代表者（職名・氏名）	理事長 沼口 諭
設立年月日	平成16年7月1日
電話番号	0584-91-3406 FAX 0584-91-0852

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	沼口訪問介護ステーション アミターユス	
サービスの種類	訪問介護・介護予防訪問介護	
事業所の所在地	岐阜県大垣市笠木町386番地の1	
電話番号	0584-93-1081	FAX 0584-47-5030
指定年月日・事業所番号	指定年月日：平成27年11月1日	事業所番号：2172102440
管理者の氏名	佐藤 靖恵	
通常の事業の実施地域	大垣市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 部屋の清掃、寝具の整頓、生活環境の整備

5. 営業日時

営業日	月曜から日曜
営業時間	24時間

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 6人、 非常勤 1人
(準) 看護師	常勤 1人、 非常勤 0人
訪問介護員養成研修 1級課程 修了者	常勤 0人、 非常勤 0人
訪問介護員養成研修 2級課程 修了者	常勤 1人、 非常勤 1人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	佐藤 靖恵
--------------	-------

8. 利用料

(1) 介護保険（利用料の1割または2割（3割）が自己負担）

【基本部分】

サービスの内容 1回あたりの所要時間		金額（1単位＝10.21円）
身体介護 中心型	20分未満	163単位
	20分以上30分未満	244単位
	30分以上1時間未満	387単位
	1時間以上1時間30分未満	567単位
	1時間30分以上	30分増すごとに84単位を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		25分増すごとに67単位を加算
生活援助 中心型	20分未満	
	20分以上45分未満	179単位
	45分以上	220単位

(注1) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算単位
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	200単位
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に サービスを提供した場合(1回につき)	100単位
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～ 8時）にサービス提供する場合	上記基本部分の25%
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供 する場合	上記基本部分の50%
介護職員処遇改善 加算Ⅱ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と 各種加算減算の合計の22.4%

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当事業所と同一建物又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者	上記基本部分の12%減算

(2) 支払い方法

上記の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は翌日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
現金払い	何らかの理由にて引き落としが出来ない場合は現金払いとします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 衛生管理等

- (1) 訪問介護職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ②訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 2. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. 虐待防止及び身体拘束防止について

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (2) 訪問介護員に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します。
- (3) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるように支援を行います。
- (4) サービス提供中に、当該事業所訪問介護員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (5) 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

1 4. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0584-93-1081 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	大垣市健康福祉部 介護保険課	0584-81-4111
	国民健康保険団体連合会	058-273-1111

1 5. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為（喀痰吸引除く）
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱いなど
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	岐阜県大垣市笠木町 386 番地の 1
	事業者	沼口訪問介護ステーション アミターユス
	管理者	佐藤 靖恵 印
	説明者	

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行者（又は法定代理人）

住所	
本人との続柄	
氏名	印